

新しくなりました！ あんしん住宅助成事業

対象者

- 赤平市に住宅を所有している方

助成要件

- 世帯全員が市税などの滞納がないこと
- 市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者、または個人事業者が施工する工事

point

- 老朽住宅除却工事は相続人や市外在住者も対象
- 令和3年3月31日までに限度額分の補助金を受け取った方も申請可能！

補助率および
補助金限度額を

拡充

対象工事・工事費	条件など	助成内容	
		これまで	令和3年4月1日から
50万円以上の リフォーム工事 ・外部塗装 ・外壁張り替え ・内装改修 ・水回り改修など	新築後 5年以上経過	助成率 10%	15%
		限度額 30万円	50万円
	上記条件に加え 18歳未満の 子どもがいる世帯	助成率 15%	20%
		限度額 45万円	75万円
50万円以上の 老朽住宅除却工事	昭和56年 5月31日以前に 着手した住宅	助成率 20%	25%
		限度額 20万円	30万円
100万円以上の 耐震改修工事	耐震診断で 耐震不足と 判定された住宅	助成率 20%	20%
		限度額 50万円	50万円

対象外

増築工事、トイレの水洗化、車庫や物置、門
塀、ロードヒーティング、融雪槽など

注意

審査がありますので、必ず事前に申請して
から工事に着手してください。
※着手後の申請は不可

申請先

赤平建設業協会

☎32-2549

平日 8時30分～17時

問合せ

市役所建設課建築係

☎32-1844

平日 8時30分～17時



information 年金

申込み・問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823

砂川年金事務所 ☎52-2144

任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受給)は、20歳～60歳までの40年間保険料を納めなければ、満額支給されません。

国民年金保険料の納め忘れなどで、納付済期間が40年間に満たない場合、60歳から5年間保険料を納めること(任意加入)で満額支給に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金受給には納付済期間や免除期間などが原則10年以上必要ですが、この要件を満たしていなくても70歳になるまで任意加入することができます。

※任意加入は、申出日からとなります。

※海外在住の日本国籍の方も国民年金に任意加入できます。



年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方のうち対象となる方へは、日本年金機構から8月下旬頃から、お知らせを送付しています。

令和4年1月4日までに請求手続きを完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※受け取りには請求書の提出が必要です。

同封のはがきに記入し、すみやかにご提出ください。

ご案内・事務手続

日本年金機構(年金事務所)

「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」

☎0570-05-4092(ナビダイヤル)



information 医療保険

問合せ

医療保険係 ☎32-2214

第三者から受けたケガでも健康保険(国民健康保険、後期高齢者医療)で治療を受けることができます！

第三者行為によって受けたケガにかかる医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。

※健康保険で治療を受ける場合、負担した費用は健康保険が後から加害者に請求しますので必ず医療保険係の窓口へ届け出をしてください。

第三者行為とは…

交通事故、他人の飼い犬にかまれた、他人の落下物にあたった、爆発事故、傷害事件に巻き込まれた、購入食品や飲食店などでの食中毒、暴力行為など



交通事故で健康保険を使う場合

- ①まずは落ち着き、冷静な判断を。
- ②相手を確認(車のナンバーと運転免許証)。
- ③必ず警察へ連絡し、同時に医療保険係の窓口にも届け出をする。
- ④示談を済ませてしまったときは使えませんので、示談の前に必ず医療保険係の窓口にご連絡ください。

こんなときは健康保険は使えません

- ▶仕事や通勤中の事故→労災保険の対象
- ▶飲酒運転や無免許運転などの不法行為→給付が制限されます。